

平 23 福個答申第 1 号
平成 23 年 12 月 26 日

福岡市長 高島 宗一郎 様
(市民局生活安全・危機対策部防災・危機管理課)

福岡市個人情報保護審議会
会長 福 山 道 義
(総務企画局行政部情報公開室)

答 申 書

福岡市個人情報保護条例（平成 17 年福岡市条例第 103 号）第 10 条第 2 項第 6 号の規定に基づき、平成 23 年 11 月 21 日付け市防第 281 号により諮問を受けました「地域における災害時要援護者の避難支援対策の充実・強化のため、災害時要援護者名簿を、災害発生時に備えて提供することについて」の件につきましては、審議の結果、下記のとおり答申します。

記

1 審議会の結論

実施機関が、災害時要援護者台帳への登録同意者のうち、地域の支援組織への情報提供に同意していない情報提供同意書未提出者の情報について、「単身・同居の別」を除く「氏名」「住所」「電話番号」「FAX 番号」「年齢」「性別」を、校区単位で災害時要援護者の避難支援対策に取り組む地域の支援組織（以下「地域の支援組織」という。）の代表者に、段階的、モデル的に提供することについては、公益上の必要性が認められるものと判断する。

ただし、本件は、地域の支援組織への情報提供に同意していない者の情報であるとともに、情報漏えい等が起これば犯罪行為等に利用されかねない情報であることから、実施機関は、そのことを十分認識し、情報提供同意書未提出者名簿の提供にあたって少なくとも以下の措置を講じることが必要である。

- (1) 実施機関は、提供先の地域の支援組織に対し、提供に係る個人情報についての利用目的、利用方法、利用制限、管理方法等を具体的かつ明確に示し、目的以外の利用や漏えい等が発生しないよう適切な管理のために必要な措置を講じることが求められること。
- (2) 実施機関は、漏えいが発生した場合の対策を講じること。
- (3) 実施機関は、情報の更新等により不要となった名簿を地域の支援組織の代表者から確実に回収すること。

2 判断の理由

近年、日本各地で集中豪雨や大震災が発生しており、福岡市においても、大水害、

福岡県西方沖地震により、犠牲を出している。災害発生時及びその直後においては、市が要援護者一人ひとりの安否確認や避難支援等を行うことは困難となり、地域の住民に頼らざるを得ない状況になることが予想される。これらのことは、市民の安全・安心の確保に直接係る公益上の重要な課題であることは明らかである。

そして、災害発生時及びその直後においては、福岡市個人情報保護条例第10条第2項第4号「人の生命，身体，健康，生活若しくは財産又は環境の保護のために緊急に必要があるとき。」の規定に基づき、市から地域の支援組織等に要援護者の生命等の保護に必要な情報を提供することができることとされているものの、市が災害発生後に要援護者の情報を地域の支援組織に提供しようとしても、提供に時間を要する、災害の規模によっては市役所が機能不全に陥り提供できない、という可能性は否定できない。そのような場合、情報提供同意書未提出者については個別支援計画が作成されないことも考え合わせると、地域の支援組織が情報提供同意書未提出者の把握、安否確認及び避難支援等に手間取り、情報提供同意書未提出者の生命等の保護のみならず、他の者の援護にも支障を来し、地域全体の被害が拡大するおそれも十分に考えられる。

これらのことから、災害発生時に備えて、実施機関が地域の支援組織の代表者に適切な保管・管理を求めた上で必要最小限の情報を記載した名簿を提供し、災害発生時に、人の生命，身体，健康，生活又は財産の保護のために緊急に必要がある場合のみ地域の支援組織で使用できるという仕組みを用意することは、公益上の必要性があるものと認められる。

ただし、「単身・同居の別」については、避難支援に必要な情報とはいえないことから、提供する必要がある情報とは認められない。

3 付帯意見

当審議会は、地域の支援を望まない要援護者がいることも踏まえ、本来的には本人の同意を得る必要があることから、実施機関が、本事業の趣旨を懇切・丁寧に説明し、今後も本人の同意を得られるよう信頼関係を築く努力をするとともに、本事業の段階的、モデル的な実施を行いながら、成果と個人情報保護に関する課題を十分に検証し、その上で、本事業を市全体の恒常的な制度として構築する場合は、条例等により法令上の根拠を明確に整備することを要望する。

4 審議の経過

年 月 日	審 議 の 経 過
平成 23 年 11 月 21 日	実施機関から諮問(諮問第 68 号)
平成 23 年 12 月 1 日 (第 48 回福岡市個人情報保護審議会)	審議